

人事訴訟法（平成十五年法律第九号） 抄

（第五十二条関係（平成十九年四月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（附帯処分についての裁判等）</p> <p>第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分又は標準報酬の按分割合に関する処分（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項の規定による処分をいう。）（以下「附帯処分」と総称する。）についての裁判をしなければならぬ。</p> <p>2／4 （略）</p>	<p>（附帯処分についての裁判等）</p> <p>第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分又は財産の分与に関する処分（以下「附帯処分」と総称する。）についての裁判をしなければならぬ。</p> <p>2／4 （略）</p>